

広島市広告付き観光サイン設置の取扱方針

1 取扱方針の対象となる区域、路線、道路の部分等に関する事項

広島市中区、東区、南区、西区とする。

2 広告料の充当対象に関する事項

広告料の充当対象は、広島市が道路管理者から占用許可を受けて行う広告付き観光サインの整備又は維持管理とする。

3 広告付き観光サインの形態に関する事項

対象とする広告付き観光サインは、構造躯体、観光客や市民に提供する情報（案内地図、施設誘導表示、観光情報）入手に関する付属設備や、それに添加される広告物とする。

4 広告付き観光サインの設置主体（占用主体）等に関する事項

観光サインについては、その実施主体である広島市経済観光局観光政策部が占用主体となり、占用許可申請を行うこととし、広告部分については、観光サインを用いて広告事業を行おうとする者（以下「広告事業者」という。）が占用許可申請を行うこととする。

なお、占用主体と広告事業者との契約関係等については、別途定める。

5 広告付き観光サインの設置期間（占用期間）等に関する事項

設置期間は、道路管理者の占用許可期間内とする。

6 広告付き観光サインの設置場所及び構造等に関する事項

原則として、広告付き観光サインの設置場所、構造等については次に掲げるところによるものとする。

- (1) 広告付き観光サインによる死角からの車道への飛び出し事故や、歩行者や自転車運転者と車両との出会い頭の接触事故等を防止するための安全策が十分に講じられているものであること。
特に、広告付き観光サイン最下部と道路面との間に適当な間隔を確保しておくこと。
- (2) 広告付き観光サインの材質及び形状は、相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なものとし、倒壊、落下、はく離、老朽、汚損等により美観を損ない、又は公衆に危険を与えるおそれのないものであること。
- (3) 広告付き観光サインは、一体的な構造とすること。
- (4) 広告付き観光サインの構造又は機能は、歩行者が注視することで著しく路上に滞留し、又は車両の運転者が注視することでその運転や速度に影響を及ぼすことにより、交通に支障を生じさせるおそれのないものであること。
- (5) 広告付き観光サインの構造は、地図等や広告物の更新作業に際して、交通に支障を及ぼす恐れのないものであること。

- (6) 設置する場所により、道路上の安全の面や景観の面などの規制があるため、担当部署と個別で協議を行い、了承を得たうえで実施できるものとする。

7 設置（占用）の許可条件

- (1) 広告付き観光サイン及びそれに添加する広告物の設置、維持管理及び運用等に係る広島市と広告事業者との協定のうち、道路管理に影響を及ぼす内容若しくは事故時における連絡通報体制の変更をしようとするときは、道路管理者と協議すること。
- (2) 広告付き観光サインに広告物を添加する際は、次の各号に掲げる事項を遵守すること。
- ア 広告物の色彩等は、信号機又は道路標識に類似し、又はこれらの効用を妨げるようなものであってはならないこと。また、広告物は音声を用いたものではないこと。
 - イ 広告物は、反射材料式ではないこと。
 - ウ 広告物の表示内容は、公序良俗に反するものでないこと。
 - エ 広告物は、広島市屋外広告物条例に基づく許可を受けたものであること。
 - オ 広島市屋外広告物条例による広告物の設置や、広告内容及び色彩等の制限がある場合は、設置する場所での規制を満足するものであること。

8 運用上の留意事項

- (1) 広告物の掲出を主たる目的として広告付き観光サインを設置することは本取扱方針の主旨とするところではなく、広告付き観光サインの設置を主たる目的とし、併せて広告付き観光サインに添加する広告物を設置する場合には、当該広告付き観光サインの設置目的、必要性等を十分に確認すること。
- (2) 広告付き観光サインの占用許可の申請に際しては、広告付き観光サイン設置に関する管理体制、管理方法等を定めた管理規程等を道路管理者に提出すること。
- (3) 広告付き観光サインについて、次の各号に掲げる事項について確認すること。
- ア 広告付き観光サインが観光客や市民に提供する情報（地図、誘導表示、情報入手）を使用する権利は、当該広告付き観光サイン設置時における費用負担関係を問わず、広島市が有すること。
 - イ 広告付き観光サインに添加される広告物を用いた広告事業により広告事業者が得る収入は、当該広告付き観光サインの整備又は維持管理に要する費用の一部に充当されること。
 - ウ 広告付き観光サインの設置又は管理に起因して道路管理に支障が生じたときは、占用主体である広島市及び広告事業者（以下「各事業者」という。）は連帯して道路管理者に対して責任を負うこと。また、あらかじめ各事業者と道路管理者との間及び各事業者相互間の連絡通報体制並びに各事業者における責任の所在を明確にしておくこと。
 - エ 道路管理者が広告付き観光サインの設置主体である広島市に対し、監督処分等により広告付き観光サインの移設、撤去等を命ずる場合には、広告事業者においても広告付き観光サインの移設、撤去等を含めてこれに応じること。
 - オ 広告付き観光サインを廃止するときは、当該広告付き観光サインに添加される広告物の占用も廃止すること。

カ 広告付き観光サインを廃止する場合における、広告付き観光サインの存置の可否及び権利関係について、広島市と広告事業者との協議等により妥当な取扱いが定められること。

9 その他

広告付き観光サインに添加される広告物の占用料は、広告事業者から徴収する。この場合において、表裏２面に広告物を表示しているものの占用料については、広島市道路占用料徴収条例別表の「突出看板等で表裏２面上表示しているもの及び添加看板」の単価を適用する。